

京都市告示第359号

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年1月7日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	山科西野山緯74号線	山科区西野山射庭ノ上町51番地の20地先 同町53番地の32地先		
2	桃山経156号線	伏見区桃山町日向21番地の1地先 同町2番地の53地先		
3	伏見西部第三経13号線	伏見区横大路芝生2番地地先 同区横大路朱雀38番地地先		
4	伏見西部第三経14号線	伏見区横大路朱雀36番地地先 同町42番地地先		
5	伏見西部第三経15号線	伏見区横大路朱雀22番地地先 同町27番地地先		
6	伏見西部第三経16号線	伏見区横大路朱雀17番地の7地先 同区横大路天王前15番地地先		
7	伏見西部第三緯10号線	伏見区横大路芝生21番地の2地先 同区横大路朱雀22番地地先		
8	伏見西部第三緯11号線	伏見区横大路朱雀42番地地先 同町27番地地先		
9	伏見西部第三緯12号線	伏見区横大路芝生26番地の2地先 同区横大路朱雀43番地地先		

(建設局土木管理部道路明示課)